戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5.618億円】

戸別所得補償制度が目指す方向

Ι

食料自給率の向上は、我が国の主要課題。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。
- 平成22年春に策定する食料・農業・農村基本計画において、 10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検 討中。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持って いる。
 - (10アール当たりカロリー生産性が日本は欧米の2~3倍)
- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の 保全など、多面的な機能が備わっている。

米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

1

Ⅲ 平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資する。

1 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

水田利活用自給力向上事業【2,167億円】

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

(1)交付単価

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40, 000円
大豆	35,000円	27, 000円
飼料作物	35,000円	_
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	_
そば、なたね、加工用米	20,000円	_
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円	_
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作 物同士の組み合わせ)	15,000円	_

(2)交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とする。

(3)激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施 **2**

2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成 米戸別所得補償モデル事業【3, 371億円】

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産 に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する。

(1)交付単価

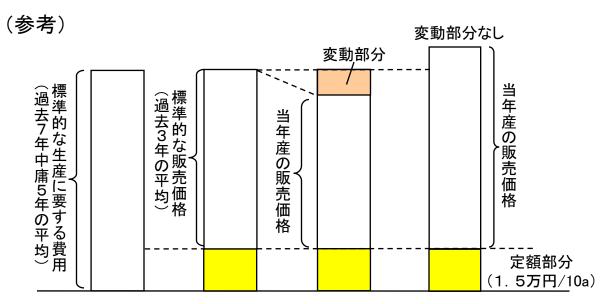
定額部分	1万5千円
(10a当たり)	(標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

(2)交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(3)交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10 a 控除して算定



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

(2)統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の 生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

関連資料

- 1 自給率向上事業の概要 (参考1)水田利活用自給力向上事業による農家の収入 (参考2)「二毛作助成」の扱い
- 2 米のモデル事業の概要
- 3 戸別所得補償制度推進事業の概要
- 4 自給率向上を図る上でのポイント

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業) 2.167億円

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得 を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し (イメージ) 21年度 需要即応型水田農業確立推進事業 産地確立交付金 NH21以降の作付拡大分 大幅に簡素化 大幅に簡素化

事業の仕組み

1交付金単価

水田での作付面積に応じ、全国統一単価(その他作物を除く)で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略 作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

②交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- ① これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- ② 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、 全国統一単価で交付(その他作物を除く。)。
- ③ その他作物に対する交付は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- ④ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略 作物15,000円/10a)を実施。
- ⑤ 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付。 (21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

(参考1) 水田利活用自給力向上事業による農家の収入(10a当たりイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入	販売収入 (流通経費除く)	経営序 安定文 相当 2	付策	水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 (5=①+②+③ +④	経営費 (副產物価額差引) ⑥	所得 ⑤ - ⑥
小麦(田)		12	40	13	35	_	87	45	41
大豆(田)		21	27	7	35	_	83	42	41
米粉用米	42	25	_	-	80	_	105	62	43
飼料用米	20	9	_	-	80	_	89	62	28
〔わら利用の場合〕	20	9	_	_	80	13	102	62	41
主食用米		106			_	_	106	80	26

注1)販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg:現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格)を用いて算定。

- 注3) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。
- 注4)主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産物)。
- 注5)経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算。
- 注6) 飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金(上限)。
- 注7)面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米 り は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算。)

注2) 単収は、米粉用米530kg/10a(水稲の平年単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。

「二毛作助成」の扱い

二毛作助成(1.5万円/10a)の対象作物については、食料自給率の向上を図る観点から、麦・大豆等の戦略作物の組み合わせによる二毛作を対象とする。(野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象から除く。)

二毛作助成単価

作付(のパタ	- シ	交付金額(円/10a)			
基幹作物	基幹作物 二毛		基幹作物		二毛作作物	
・主食用米	+	麦	(米モデル事業)	+	1.5万円	
• 大豆	+	麦	3.5万円	+	1.5万円	
· 大豆	+	野菜	3.5万円	+	_	
· 麦	+	そば	3.5万円	+	1.5万円	
· 麦	+	野菜	3.5万円	+	_	
■ 米粉・飼料用米	+	麦	8万円	+	1.5万円	
■ 米粉・飼料用米	+	野菜	8万円	+	_	
• 野菜	+	野菜	1万円程度	+	_	
			(地域単価)			

二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

基幹作物	二毛作作物	基幹作物		二毛作作物
■米粉・飼料用米 -	├ 米粉・飼料用米	8万円 -	+	1.5万円

稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、 麦+大豆・そばを翌年産としてカウント(収穫年で整理)する。

	作付 <i>σ</i>	ーン	交付金額(円/10a)			
	基幹作物		二毛作作物	基幹作物		二毛作作物
(当年産)主食用米	=	_	(米モデル事業)	•	
(翌年産) 麦	+	大豆	3.5万円	Н	- 1.5万円
-					_	
(当年産)米粉・飼料用	米	_	8万円		
(翌年産) 麦	+	大豆	3.5万円	Н	- 1.5万円

※ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を別途交付。(21年度の全国平均で小麦約4万円、大豆約2.7万円)

(参考)

戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米をいう。

2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業) 3,371億円

○ 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売 価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

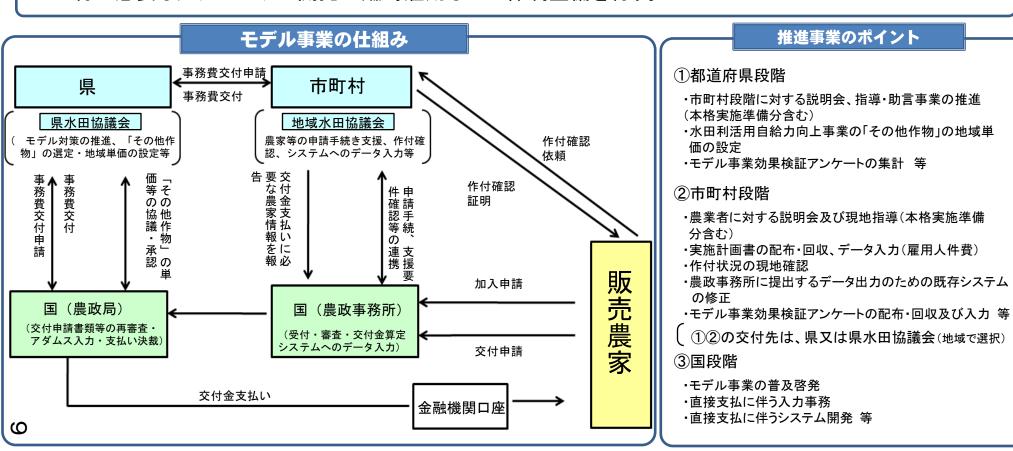
事業の仕組み 定額部分 10a当たり1万5千円(全国一律) 当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差 変動部分 |額を基に変動部分の交付単価を算定 〇交付対象者 米の「生産数量目 標」に即した生産を 変動部分なし 行った販売農家・集落 変動部分 営農のうち、水稲共済 加入者又は前年度の 当年産の販売価 (過去7年中庸5年の標準的な生産に要す) (過去3年の平均)標準的な販売価格 出荷・販売実績のある 当年産の販売価格 もの 〇交付対象面積 主食用米の作付面 積から一律10a控除し て算定 並る 均費)用 定額部分 (1.5万円/10a)

今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを経由せず、 国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象 の米価水準まで所得を補償する、 いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や 地域協議会などと連携。
- ⑤ 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

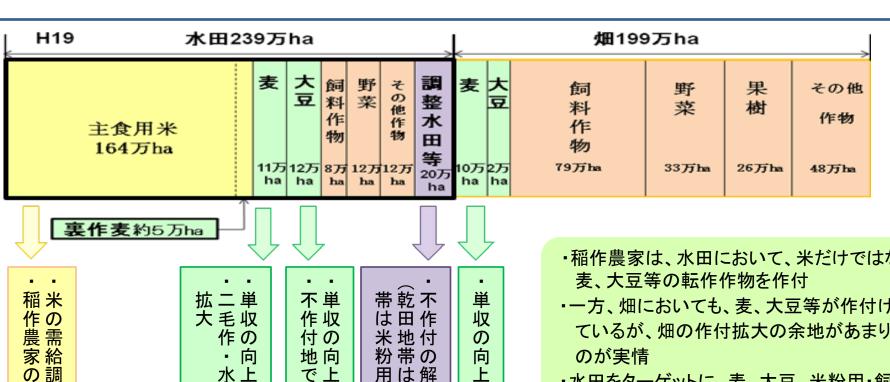
戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う都道府県や市町村等に対し必要な経費を助成する。

- 〈都道府県、市町村段階〉 制度周知のための説明会の開催、実施計画書の配布・回収・記載内容の電算処理、作付確認等の事務に要する経費を助成する。
- 〈国段階〉 制度周知のためのパンフレット等の作成、説明会の開催、交付申請から直接支払事務の執行に必要な入力システム開発や臨時雇用などの体制整備を行う。



自給率向上を図る上でのポイント

- 食料自給率の向上の要となるのは、水田を活き活きと活用して、主食用米以外の作物の増産を図ること。そのためには、米 の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における飼料用・ 米粉用米の作付拡大等に取り組む必要。
- こうした課題に着実に取り組むためには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業」と セットで、「米戸別所得補償モデル事業」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支える必要。



作農家の経営安定の需給調整の推進

水上 田裏作の飛躍的

0 作付拡大

Eは米粉用・気料の ・ ・ ・ ・ 作付の解消 飼等 料等、 米湿田 地

- 稲作農家は、水田において、米だけではなく、
- 一方、畑においても、麦、大豆等が作付けられ ているが、畑の作付拡大の余地があまりない
- ・水田をターゲットに、麦、大豆、米粉用・飼料用 米の作付拡大を図ることが自給率向上のカギ

米のモデル事業と、麦、大豆等の自給率 向上事業をセットで実施する必要

- これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきたが、この方法では需給調整参加農家の 努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受。
- 戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを 受け、不公平感が解消
- 主食用米を作付けしない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上

米のモデル事業

2つの事業をセット で実施する必要

自給率向上事業

米の需給調整は米への支援で確保

これまで

米の需給調整を 麦・大豆等への支援 により確保

結果

需給調整参加農家の 努力により米価を維 持。

⇒非参加者にメリット

これから

米の需給調整は米 への支援で確保

効果

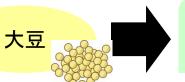
参加農家だけがメリッ トを受ける。

⇒不公平感が解消

水田を余すことなく活用して食料自給率を向上



- •水田裏作の拡大
- •単収の向上
- •パン用等の新品種開発



- •作付拡大
- ●単収の向上



•作付の誘導

(調整水田等)

●単収の向上